

保護作業場は128ヶ所のみである²⁵⁾。

以下、韓国の保護作業場に対する根拠資料は、1995年・1997年保健福祉部が実施した「職業再活施設（保護作業場、勤労施設）運営実態調査」の結果から抜粋したものである。この資料を基礎にして韓国の保護作業場について検討したい。

1. 設立・運営主体

保健福祉部によれば、保護作業場の設立主体は、116ヶ所中で社会福祉法人が圧倒的に多く全体の74.6%（85ヶ所）を占めている。地方自治体15.8%（18ヶ所）、社会福祉法人以外の団体8.8%（12ヶ所）の順である。運営主体は、社会福祉法人が他に比べて高く78.9%（90ヶ所）である。以下、社会福祉法人以外の団体21.1%（24ヶ所）、地方自治体1%、社会福祉法人+地方自治体1%の順になっている。従って、大部分の保護作業場は、社会福祉法人によって運営されている。

保護作業場が設置されているところは、収容施設が62.9%（73ヶ所）で最も多い。以下、利用施設19.8%（23ヶ所）、独立施設17.3%（20ヶ所）になっている。設置形態を見ると、独立施設よりほとんどが収容施設によって設置されているので、

<表4> 設立・運営主体

区分		設立主体	運営主体
計		116(100.0)	116(100.0)
社会福祉法人		85(74.6)	90(78.9)
社会福祉法人外 法人（団体）		12(8.8)	24(21.1)
地方自治体		18(15.8)	1(0.9)
社会福祉法人+地方自治体		1(0.9)	1(0.9)

（出所：職業再活施設運営実態調査、保健福祉部内部資料、1997）

<表5> 運営形態

区分		作業場数
計		116(100.0)
訓練のみ実施		14(12.1)
訓練により高い比重を置く		36(31.0)
訓練と雇用に同じ比重を置く		28(24.1)
雇用により高い比重を置く		23(19.8)
雇用のみ実施		15(12.9)

（出所：職業再活施設運営実態調査、保健福祉部内部資料、1997）

保護作業場は、いまだに施設中心になっていることが分かる。

また、「障害人福祉事業指針」によれば、保護作業場の場合、社会福祉法人や非営利法人、障害者福祉施設でないと保護作業場を建てることができないし、運営補助金も受けられない。そして、保護作業場は、職業訓練施設として設置、運営することになっている。したがって、このような状況下では、保護作業場の数は限られている。

2. 運営目標

保護作業場の運営目標をみると、「訓練」に焦点をあてているところが50ヶ所、「訓練」と「雇用」に同様の比重を置いているところが28ヶ所、「雇用」に最も焦点を置いているところが38ヶ所となっている。

<表6>によれば、保護作業場が設置されている施設によって運営目標は若干異なっていることを示している。すなわち、収容施設は、訓練中心の目標が高く57.5%を占めている。利用施設の場合、訓練と雇用の分布が均等になっている。独立施設は、雇用中心の方が90%で最も高くなっている。

25) 韓国障害人再活協会、前出、116頁。